



# 熊本県公報

号外 第52号  
令和7年(2025年)  
11月27日(木)  
(毎週火・金発行)

## 目次

### 規則

○熊本県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一 部を改正する規則	（建築課）	1
○熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	（都市計画課）	3

### 規則

熊本県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月27日

熊本県知事 木村 敬

#### 熊本県規則第34号

熊本県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
熊本県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（令和4年熊本県規則第2  
3号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。  
(身分証明書の様式)

第3条 法第4条の2第8項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附則の次に次の様式を加える。

### 別記様式（第3条関係）

(第1面)

第 号

## 立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

### 職名

氏 名

生年月日 年 月 日 生

年      月      日交付

年 月 日限り有効

熊本県知事

印

写

真

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

- 注 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。

2 「法令の条項」の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

3 「該当の有無」の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。

4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則  
この規則は、令和7年11月28日から施行する。

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和7年11月27日

熊本県知事 木村 敬

**熊本県規則第35号**

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）の一部を次のように改正する。

別記第15号様式中「（健康保険被保険者証の写し等）」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県屋外広告物条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県屋外広告物条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。